

証券コード 4418
2023年9月11日
(電子提供措置の開始日 2023年9月4日)

株 主 各 位

東京都文京区小石川一丁目4番1号
株 式 会 社 J D S C
代表取締役社長 加 藤 聡 志

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://jdsc.ai/ir/>



(上記の当社ウェブサイトアクセスいただき、「IRニュース一覧」「IR資料」の順に選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「JDSC」または「コード」に当社証券コード「4418」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」をご参照の上、2023年9月25日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月26日（火曜日）
午前11時（受付開始：午前10時30分）
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないよう
ご注意ください。）
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ カンファレンスセンター1階
Room A
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第5期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報
告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計
算書類監査結果報告の件
2. 第5期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）計算書
類報告の件
- 決議事項
第1号議案 資本金の額の減少の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬付与のための
報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 書面またはインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が株主総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、株主総会において行使された内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。なお、事前に議決権を行使したうえで株主総会に出席されたものの、当日の議決権行使が確認できなかった場合は、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (5) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告「新株予約権等の状況」
 - ②事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ③連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」
 - ④連結計算書類「連結注記表」
 - ⑤計算書類「株主資本等変動計算書」
 - ⑥計算書類「個別注記表」
- 従って、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様は電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト (<https://jdsc.ai/ir/>) 及び東京証券取引所ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2023年9月26日（火曜日）午前11時（受付開始：午前10時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年9月25日（月曜日）午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2023年9月25日（月曜日）午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

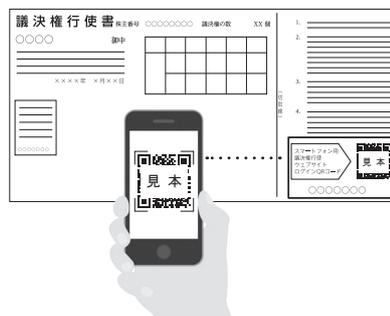
2023年9月25日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載の
QRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの
登録商標です。

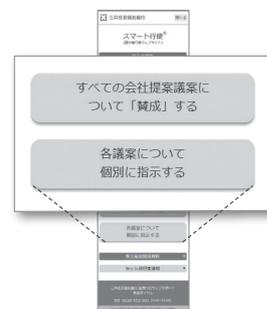


- 2 以降は画面の案内に従って賛否
をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙は
イメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

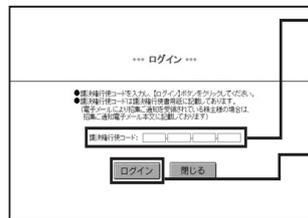
<https://www.web54.net>

- 1** 議決権行使ウェブサイト
にアクセスしてください。



「次へすすむ」
をクリック

- 2** 議決権行使書用紙に記載
された「議決権行使コード」
をご入力ください。



「議決権行使
コード」を
入力
「ログイン」
をクリック

- 3** 議決権行使書用紙に記載
された「パスワード」を
ご入力ください。



「パスワード」
を入力
実際にご使用
になる新しい
パスワードを
設定してくだ
さい

- 4** 以降は画面の案内に従っ
て賛否をご入力ください。

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済状況は、新型コロナウイルスの収束と景気の緩やかな持ち直しの動きが見られた一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や国内外のマクロ経済におけるインフレ・金融引締め傾向が見られる等、先行きが不透明な状況が続きました。当社グループを取り巻く環境としましては、企業の競争力強化や人材不足への対応から、DX(デジタルトランスフォーメーション)への急速な注目の高まりや、国内企業のIT投資の拡大局面が続いていること、「Chat GPT」をはじめとするLLM(大規模言語モデル)による技術革新が進展し生成AIの利活用に対する注目が高まっていることなどが追い風となっております。また、政府の成長戦略において、産業競争力強化の観点からスタートアップ企業の支援及びスタートアップエコシステム強化の重要性が提唱されており、2022年は「スタートアップ創出元年」と定められ約1兆円の補正予算が閣議決定されました。2022年11月末には『スタートアップ育成5か年計画』が公表され、5年後の2027年度にスタートアップへの投資額を10倍超の10兆円規模にする目標が掲げられました。

そのような環境の中で、当社は従来のDX活用/AI導入の支援などの労働集約的なビジネスに加えて、自社AIソリューションを中心とした非労働集約的な収益の獲得も目指しており、AIソリューション開発プロジェクト獲得や研究開発、先行投資としての積極的な人材採用に注力いたしました。生成AIへの注目度の高まりを背景に、「Chat GPT」をはじめとするLLM(大規模言語モデル)の活用をテーマとするプロジェクトも増加しており、AIの利活用に対する需要の高まりに機動的に対応する形で事業運営を行っております。また、グループ会社の株式会社ファイナンス・プロデュースでは、スタートアップの資金調達やM&Aを助言する案件を多数獲得・執行いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績は以下のとおりとなりました。

売上高については、大型案件の継続及び新規獲得、並びにソリューションの本格導入や前期から引続きソリューション開発のための積極的な新規営業活動を行った結果、1,939,668千円と前期から順調な成長を実現しております。

売上総利益については、案件の増加等により996,351千円となり売上高と同様に増加しました。

販売費及び一般管理費について、人材関連費用に関して人材採用を積極的に実施したことにより給料手当は282,844千円、採用費は41,747千円となり、販売費及び一般管理費は927,723千円となりました。

上記のとおり、先行投資や人材への投資等を引続き積極的に行った結果、営業利益は68,627千円、経常利益は24,391千円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,292千円となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりです。

(単位：千円)

	AIソリューション事業	フィナンシャル・アドバイザー事業	合計
売上高			
外部顧客への売上高	1,866,969	72,699	1,939,668
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	1,866,969	72,699	1,939,668
セグメント利益又は損失(△)	78,710	△10,082	68,627
その他の項目			
減価償却費	30,846	40	30,887
のれん償却額	—	12,645	12,645

第2四半期連結会計期間に、株式会社ファイナンス・プロデュースの株式を取得し連結子会社化したことに伴い、第3四半期連結会計期間より報告セグメントを変更いたしました。報告セグメントは、各グループ会社の事業内容及びビジネスモデルに鑑み、従来の「AIソリューション事業」から、「AIソリューション事業」と「フィナンシャル・アドバイザー事業」の2区分へ変更しております。

なお、当社グループでは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較はしていません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、52,813千円であります。その主なものは、本社移転に伴う有形固定資産の増加及び従業員が使用するパソコンであり、従業員の増加に対応することを目的としたものであります。当連結会計年度における有形固定資産の除却及び売却の総額は、35,178千円であります。その主なものは、オフィス移転に伴う前オフィスの建物附属設備の除却及び未使用のパソコンの売却であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第2期 (2020年6月期)	第3期 (2021年6月期)	第4期 (2022年6月期)	第5期 (当連結会計年度) (2023年6月期)
売上高 (千円)	—	—	—	1,939,668
経常利益 (千円)	—	—	—	24,391
親会社株主に 帰属する 当期純利益 (千円)	—	—	—	1,292
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	0.09
総資産 (千円)	—	—	—	4,221,108
純資産 (千円)	—	—	—	3,619,709
1株当たり純資産 (円)	—	—	—	270.46

(注) 当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度より前の財産及び損益の状況については記載していません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第2期 (2020年6月期)	第3期 (2021年6月期)	第4期 (2022年6月期)	第5期 (当事業年度) (2023年6月期)
売上高 (千円)	515,515	1,089,424	1,413,332	1,866,969
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△81,945	27,825	△79,439	52,661
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△86,428	27,719	△82,931	31,471
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△9.27	2.39	△6.56	2.42
総資産 (千円)	469,109	3,188,388	3,729,464	4,155,861
純資産 (千円)	385,291	3,051,881	3,587,752	3,590,874
1株当たり純資産 (円)	11.79	15.62	279.99	272.75

- (注) 1. 当社は、2021年8月19日開催の取締役会決議により、2021年9月29日付で普通株式1株につき700株の割合で株式分割を行っております。過年度との比較のため、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)、1株当たり純資産を記載しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第4期(2022年6月期)の期首から適用しており、第4期(2022年6月期)以降の各期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ファイナンス・プロデュース	26,521千円	49.0%	投資銀行事業（スタートアップM&A、大型IPO、カーブアウト等の助言）

(注) 当社における株式会社ファイナンス・プロデュースの議決権比率は50%以下ではありますが、財務諸表等規則に規定する実質支配力基準に基づき、同社を連結子会社としております。詳細につきましては、2022年10月7日公表の「株式会社ファイナンス・プロデュースとの戦略的な資本業務提携及び連結子会社化に関するお知らせ」をご覧ください。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
seawise株式会社	100,000千円	40.0%	データプラットフォームの構築 自社開発ソフトウェアと他社開発ソフトウェアのSaaS提供

(4) 対処すべき課題

① 産業及び顧客基盤の拡張

当社グループのアプローチの特徴と優位性は「特定産業に依存しない事業展開を可能とする再現性の高さ」と「データ蓄積により精度が向上し続ける機械学習のアルゴリズム」にあります。当社グループが有する「AIアルゴリズムの構築やシステム実装といった技術的な観点での豊富な知見」と、「AIや機械学習を活用した具体的な解決策の提示や難易度の高いAIプロジェクトのマネジメント等のビジネス面における高い執行能力」という競争優位性は特定産業に限定しない幅広い産業分野において適用可能と考えております。当社グループは、再現性を持ってAI実装/DX推進を実現できるインキュベーターとして、既存事業・ソリューションで積み上げた実績や知見を活用し、新規の産業に展開しながら顧客基盤を拡張して継続的に成長を続けてまいります。

② 既存ソリューションの強化と新規ソリューションの開発

当社グループはこれまで多数の産業のリーディングカンパニーとの協業を通じて、多くのAIソリューションを創出してまいりました。既存のソリューションが新たな産業・顧客に展開されることもあれば、既存の産業・顧客から新たなソリューションが創出されることもあり、産業・顧客とソリューションの両軸でクロスセルを実現できることが当社グループの強みとなっております。今後は、機能追加や効率化等の既存ソリューションの強化を行いつつ、新規ソリューションの開発にも重点的に投資をしていき、継続的な高成長を実現してまいります。

③ 優秀な人材の確保と育成

当社グループにはAIアルゴリズムの構築やシステム実装といった技術的な観点での豊富な知見を有するデータサイエンティストやエンジニアに加え、AIや機械学習を活用した具体的な解決策の提示や難易度の高いAIプロジェクトのマネジメント等のビジネス面における高い執行能力を有するコンサルタントやプロジェクトマネジャーが在籍しております。優秀な人材を有していることが当社グループの大きな優位性であり、継続的な強化が重要と認識しております。また、ビジネス、データサイエンス、エンジニアリングの三位一体の人材体制を持続的に構築するため、数々の制度・施策を実施しております。制度・施策については横断型人材を育成することを目指しております。例えば、コンサルティング出身のメンバーであるもののGCP (Google Cloud Platform) Professional Data Engineer資格保有や論文執筆、エンジニアリング出身のメンバーであるもののMBAを取得する等、単一領域だけではなく複数領域において横断的に専門性を有するメンバーも多数存在しております。今後も、技術面及びビジネス面で卓越した能力を持つ人材の育成・採用に投資を継続してまいります。

④ 技術力の更なる強化

当社グループは東京大学と密接な連携を行うことや、東京大学の研究室に在籍する社員による国際的にも最先端な技術応用の研究活動を日々トラッキングしております。

また、2020年6月に開催された機械学習の著名な世界的コンペティションであるKaggleに参加し上位0.6%の成績を収めて表彰を獲得し、データサイエンスやAIを社会実装する中で得られた知見を国際論文として多数発表する等の成果も出ております。

技術革新が目覚ましい環境下にもあり、今後も最先端技術の取り込みと社会実装に向けて、技術力の強化に積極的に投資をしてまいります。

⑤ 経営の安定と非連続な成長を支える事業資金の確保

事業拡大に伴う人材獲得や経営基盤の強化が必須であると考えております。また、非連続な成長を実現するためには、M&A等の戦略的なアクションも重要と認識しております。これらの投資に必要な事業資金を安定的に確保し、かつ、外部環境の変動などの不測の事態に備えるために、金融機関の信用枠も含め財務基盤の安定化に努めております。今後も資金調達に加えて、財務基盤の安定化に資する施策を講じてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは事業内容の進化、グループ会社の増加により、事業・組織両面での成長を続けている段階にあり、グループ全体での業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、当社及び子会社・関連会社との適切な連携を前提としたバックオフィス業務の整備を推進し、経営の公平性・透明性を確保するため、企業規模の拡大に適う、より強固な内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

⑦ 海外への事業展開

当社グループは中長期的には、日本国内の社会課題を解決する過程で培った知見と経験を活用し、グローバル展開も見据えております。特に当社グループが注力しており先行する「生産人口減少への対応」や「高齢化社会への対応」という領域は、日本が最も先進的でもあるため、当社グループのAPIやアルゴリズムに対する需要はグローバルでも拡大していくと考えております。今後は、当社グループのパートナーである各産業の大手企業とも連携しながら、将来的な事業展開も見据えて市場調査や基盤整備を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

事業区分	会社名	事業内容
AIソリューション事業	株式会社JDSC	機械学習等を活用したアルゴリズムモジュールの開発とライセンス提供事業、ITシステムの開発と運用事業、データサイエンスに関する顧問・コンサルティング事業
フィナンシャル・アドバイザー事業	株式会社ファイナンス・プロデュース	投資銀行事業（スタートアップM&A、大型IPO、カーブアウト等の助言）

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年6月30日現在)

① 当社

本社：東京都文京区

② 子会社

株式会社ファイナンス・プロデュース：東京都港区

(7) 使用人の状況 (2023年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減
AIソリューション事業	58	—
フィナンシャル・ アドバイザー事業	5	—
合計	63	—

- (注) 1. 上記の他、臨時従業員は21名(年間の平均雇用人数)であります。
2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58名	16名減	33.3歳	1.6年

- (注) 上記の他、臨時従業員は21名(年間の平均雇用人数)であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年6月30日現在)

重要な子会社である株式会社ファイナンス・プロデュースの主要な借入先の状況は、下記のとおりとなります。

借入先	借入額
株式会社きらぼし銀行	7,678千円
株式会社日本政策金融公庫	7,540千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年6月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 49,640,000株

(2) 発行済株式の総数 13,242,900株 (自己株式81,500株を含む)

(注) 発行済株式の総数は、新株予約権の行使により431,200株増加しております。

(3) 株主数 4,425名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
加藤 聡志	4,586千株	34.85%
特定金外信託受託者株式会社 S M B C 信託銀行	1,749	13.29
淵 高 晴	1,028	7.81
セントラル短資株式会社	375	2.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	326	2.48
橋 本 圭 輔	277	2.11
清 水 優	234	1.78
ダイキン工業株式会社	233	1.77
中部電力株式会社	233	1.77
UBS AG LONDON A/C I P B S E G R E G A T E D C L I E N T A C C O U N T	207	1.58

(注) 持株比率は自己株式 (81,500株) を控除して算出しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役 (2023年6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職
代表取締役社長	加藤 聡 志	株式会社ファイナンス・プロデュース 取締役
取締役 C F O	作井 英 陽 (戸籍名 : 桑原 英 陽)	コーポレート部門長 株式会社ファイナンス・プロデュース 取締役
取締役	吉井 勇 人	DXソリューション事業部長
取締役	出路 貴 規	スパークス・グループ株式会社 グループ執行役員 スパークス・アセット・マネジメント株式会社 執行役員 次世代成長投資本部長 株式会社オプティマンド 社外取締役 株式会社バベル 社外取締役 株式会社WorldLink & Company 社外取締役 株式会社エネコートテクノロジーズ 社外取締役
取締役	田中 謙 司	東京大学大学院工学系研究科 准教授 株式会社グリッド 社外取締役
常勤監査役	湯本 和 伯	—
監査役	高橋 知 洋	AZX Professionals Group 弁護士 ブリッジインターナショナル株式会社 社外監査役 株式会社エスエーティイー 社外監査役 株式会社グローバー 社外監査役
監査役	畠山 登 志 弘	畠山公認会計士事務所

- (注) 1. 取締役 出路貴規氏及び取締役 田中謙司氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 湯本和伯氏、監査役 高橋知洋氏及び監査役 畠山登志弘氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 畠山登志弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2022年9月28日開催の第4期定時株主総会終結の時をもって、大杉慎平氏は取締役を辞任いたしました。
5. 取締役 吉井勇人氏は2023年4月28日付で取締役に就任いたしました。

6. 当社は、社外取締役 田中謙司氏及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 取締役 作井英陽氏の担当は、2023年1月付で経営戦略部門からコーポレート部門への組織改廃により名称変更をしております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合において、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員（既に退任または退職している者及び保険期間中に当該役職に就く者を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等、身体の障害または財物の損壊に対する損害賠償請求並びに倒産に関する損害賠償請求などの場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	89,211 (5,249)	44,566 (5,249)	44,645 (-)	- (-)	5 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	11,550 (11,550)	11,550 (11,550)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	100,761 (16,799)	56,116 (16,799)	44,645 (-)	- (-)	8 (4)

- (注) 1. 上表には、2022年9月28日開催の第4期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の員数は6名ですが、無支給者が1名いるため支給員数と相違しております。
3. 業績連動報酬等には、当連結会計年度に係る役員賞与引当金の繰入額を記載しています。業績連動報酬等に係る業績指標は、すべての取締役及び社員の事業活動の成果であり、かつ、当社グループの持続的な成長に繋がる主たる指標である「連結業績（売上高及び営業利益）」を基本としております。当連結会計年度の実績は、前記1.「企業集団の現況」に記載のとおりです。また、業績連動報酬等の額は、業績指標の実績の目標値に対する達成度合いに応じて算出されます。個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当領域の業績を踏まえた評価配分としております。なお、上記指標に関し、当社の経営判断に起因しない事象等による影響が生じた場合には加減算することがあります。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2021年9月29日開催の第3期定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役2名）であります。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2021年9月29日開催の第3期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役3名）であります。

6. 取締役会は、代表取締役社長加藤聡志氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社内取締役を除く各取締役の業績連動報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。また、業務執行取締役の報酬については、社外取締役の意見を確認して決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	出 路 貴 規	スパークス・グループ株式会社 スパークス・アセット・マネジメント株式会社	スパークス・グループ株式会社が運営するファンドから出資を受けております。
		株式会社オプティマンド 株式会社バベル 株式会社WorldLink & Company 株式会社エネコートテクノロジーズ	重要な取引、その他の関係はありません。
	田 中 謙 司	東京大学大学院 株式会社グリッド	重要な取引、その他の関係はありません。
社外監査役	高 橋 知 洋	AZX Professionals Group ブリッジインターナショナル株式会社 株式会社エスエーティー 株式会社グローバー	重要な取引、その他の関係はありません。
	畠 山 登 志 弘	畠山公認会計士事務所	重要な取引、その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 出路 貴 規	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。 主に資本市場における豊富な経験と幅広い観点から、必要な発言を行っております。
取締役 田中 謙 司	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。 主に事業及びアカデミアにおける豊富な経験と幅広い観点から、必要な発言を行っております。
監査役 湯本 和 伯	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 これまでの知識と経験に基づき当社の内部統制全般について適宜発言を行っております。
監査役 高橋 知 洋	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 法律の専門家としての知識と経験に基づき当社のコンプライアンス体制等について適宜発言を行っております。
監査役 畠山 登志弘	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 会計の専門家としての知識と経験に基づき当社の経理システム並びに内部監査等について適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,420,737	流動負債	568,837
現金及び預金	3,146,414	未払金	87,386
売掛金及び契約資産	198,810	未払費用	31,575
前払費用	29,062	未払法人税等	107,174
その他	65,448	未払消費税等	49,578
貸倒引当金	△18,998	契約負債	77,293
固定資産	800,370	賞与引当金	157,412
有形固定資産	62,530	役員賞与引当金	44,645
建物	45,925	その他	13,770
工具、器具及び備品	48,894	固定負債	32,561
減価償却累計額	△32,289	長期借入金	12,239
無形固定資産	164,801	資産除去債務	20,177
のれん	164,397	その他	144
ソフトウェア	404	負債合計	601,398
投資その他の資産	573,038	(純資産の部)	
投資有価証券	411,050	株主資本	3,559,679
敷金及び保証金	66,515	資本金	115,831
繰延税金資産	54,673	資本剰余金	3,652,896
その他	40,799	利益剰余金	△148,582
		自己株式	△60,465
		新株予約権	1,016
		非支配株主持分	59,013
		純資産合計	3,619,709
資産合計	4,221,108	負債純資産合計	4,221,108

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年7月1日から)
(2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,939,668
売上原価		943,317
売上総利益		996,351
販売費及び一般管理費		927,723
営業利益		68,627
営業外収益		
受取利息	32	
受取手数料	282	
受取報奨金	300	
業務受託料	785	
その他	77	1,476
営業外費用		
支払利息	166	
貸倒引当金繰入額	18,998	
投資事業組合運用損	4,550	
持分法による投資損失	13,287	
解約違約金	2,672	
不納付加算税等	5,582	
その他	454	45,713
経常利益		24,391
特別利益		
固定資産売却益	51	
新株予約権戻入益	13	64
特別損失		
固定資産売却損	528	
固定資産除却損	93	621
税金等調整前当期純利益		23,833
法人税、住民税及び事業税	76,630	
法人税等調整額	△54,641	21,989
当期純利益		1,844
非支配株主に帰属する当期純利益		551
親会社株主に帰属する当期純利益		1,292

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,271,293	流動負債	544,665
現金及び預金	3,011,947	未払金	82,498
売掛金及び契約資産	187,688	未払費用	30,688
前払費用	25,207	未払法人税等	104,019
その他	65,448	未払消費税等	47,452
貸倒引当金	△18,998	契約負債	73,168
固定資産	884,568	賞与引当金	155,302
有形固定資産	62,380	役員賞与引当金	44,645
建物	45,925	その他	6,890
工具、器具及び備品	48,648	固定負債	20,322
減価償却累計額	△32,194	資産除去債務	20,177
無形固定資産	404	その他	144
ソフトウェア	404	負債合計	564,987
投資その他の資産	821,783	(純資産の部)	
投資有価証券	124,338	株主資本	3,589,858
関係会社株式	537,987	資本金	115,831
敷金及び保証金	65,965	資本剰余金	3,652,896
繰延税金資産	52,756	資本準備金	2,192,483
その他	40,736	その他資本剰余金	1,460,412
		利益剰余金	△118,404
		その他利益剰余金	△118,404
		繰越利益剰余金	△118,404
		自己株式	△60,465
		新株予約権	1,016
		純資産合計	3,590,874
資産合計	4,155,861	負債純資産合計	4,155,861

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,866,969
売 上 原 価		913,692
売 上 総 利 益		953,277
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		869,791
営 業 利 益		83,485
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	31	
受 取 手 数 料	282	
受 取 報 奨 金	300	
業 務 受 託 料	785	
そ の 他	36	1,435
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	18,998	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	4,550	
解 約 違 約 金	2,672	
不 納 付 加 算 税 等	5,582	
そ の 他	454	32,259
経 常 利 益		52,661
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	51	
新 株 予 約 権 戻 入 益	13	64
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	528	
固 定 資 産 除 却 損	93	621
税 引 前 当 期 純 利 益		52,104
法人税、住民税及び事業税	73,390	
法人税等調整額	△52,756	20,633
当 期 純 利 益		31,471

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月24日

株式会社 J D S C

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淡	島	國	和
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	裕	之
--------------------	-------	---	---	---	---

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 J D S C の2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J D S C 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年8月17日開催の取締役会において、メールカスタマーセンター株式会社の第三者割当増資の引き受け及び連結子会社化について決議し、同日付で最終契約書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月24日

株式会社 J D S C

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 淡 島 國 和

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 裕 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 J D S C の2022年7月1日から2023年6月30日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年8月17日開催の取締役会において、メールカスタマーセンター株式会社の第三者割当増資の引き受け及び連結子会社化について決議し、同日付で最終契約書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適性を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記

表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月24日

株 式 会 社	J D S C
常勤監査役(社外監査役)	湯 本 和 伯 ㊞
監査役(社外監査役)	高 橋 知 洋 ㊞
監査役(社外監査役)	畠 山 登 志 弘 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金の額の減少の件

当社は、2023年4月28日開催の臨時株主総会において、資本金の額の減少について決議いたしましたが、2023年7月28日開示の「資本金の額の減少（減資）の中止に関するお知らせ」に記載のとおり、資本金の額の減少を中止し、方針を再度検討することといたしました。

方針を検討した結果、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものとして、改めてご承認をお願いするものであります。

なお、本件は純資産の部の科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変動はないため、業績に与える影響はなく、また、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

1. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

2023年8月24日現在の資本金の額117,167,600円を107,167,600円減少して10,000,000円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が、資本金の額の減少の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式の総数を変更することなく、資本金の額を減少するものです。減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本金の額の減少の日程（予定）

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 債権者異議申述公告日 | 2023年10月3日（火） |
| ② 債権者異議申述最終期日 | 2023年11月9日（木） |
| ③ 資本金の額の減少の効力発生日 | 2023年11月10日（金） |

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
1	か とう さと し 加 藤 聡 志 (1980年8月6日)	2004年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 入社 2008年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン 入社 2011年9月 バクスター株式会社 入社 2013年12月 一般社団法人日本データサイエンス研究所設立 代表理事就任 2014年7月 RISU Japan設立 取締役就任 2016年3月 リーズンホワイ株式会社 社外監査役就任 2018年7月 株式会社日本データサイエンス研究所（現当社）設立 代表取締役社長就任（現任） 2022年11月 株式会社ファイナンス・プロデュース 取締役就任（現任）	4,586,900株
<p>【選任理由】</p> <p>加藤聡志氏は、創業から代表取締役社長として事業の発展を牽引してきました。今後も事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
2	さく い ひで あき 作 井 英 陽 (1989年 9 月 28 日) (戸籍名： 桑原 英陽)	2013年 4 月 UBS証券株式会社 入社 2015年 5 月 メリルリンチ日本証券株式会社 (現BofA証券株式会社) 入社 2018年12月 株式会社Azit 入社 財務担当 執行役員及びコーポレート本部 長就任 2020年 3 月 当社入社 CFO就任 2020年 7 月 当社コーポレート部門長就任 2020年11月 当社取締役CFO (現任) 2022年 1 月 当社経営戦略部門統括就任 2022年11月 株式会社ファイナンス・プロデ ュース 取締役就任 (現任) 2023年 1 月 当社コーポレート部門長就任 (現任)	—
【選任理由】 作井英陽氏は、証券会社・金融分野での就業を経て、当社入社後はCFOとして財務戦略を指揮し、当社株式の上場を主導するとともに、当社の成長及び事業拡大に貢献していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
	よし い はや と 吉井 勇人 (1987年9月3日)	2012年6月 アクセンチュア株式会社 入社 2020年3月 当社 入社 2022年8月 執行役員就任 2022年10月 DXソリューション事業部長就任 (現任) 2023年4月 当社取締役就任 (現任)	—
3	<p>【選任理由】</p> <p>吉井勇人氏は、テクノロジーコンサルティング、アナリティクス及び戦略コンサルティングの業務経験を活かし、当社の収益拡大、事業開発及び組織発展を牽引してまいりました。また、東京大学大学院の特別技術研究員としての活動も行っており、テクノロジーとビジネスの双方を用いてインパクトを創出するという当社戦略を体現する存在となります。今後も事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
4	で みち たか き 出 路 貴 規 (1972年 9 月 26 日)	2007年 4 月 スパークス証券株式会社 (現スパークス・アセット・マ ネジメント株式会社) 入社 2015年12月 スパークス・アセット・マネジ メント株式会社 執行役員 開 発投資本部長 次世代成長投資 室長就任 2016年 4 月 エクセルギー・パワー・システ ムズ株式会社 社外取締役就任 2018年 1 月 GROOVE X株式会社 社外取締役 就任 2019年 1 月 スパークス・グループ株式会社 グループ執行役員就任 (現任) スパークス・アセット・マネジ メント株式会社 執行役員 次 世代成長投資本部長就任 (現任) 2019年12月 株式会社ソラリス 社外取締役 就任 2020年11月 当社社外取締役就任 (現任) 2022年 7 月 株式会社バベル 社外取締役就 任 (現任) 2022年11月 株式会社WorldLink & Company 社外取締役就任 (現任) 2023年 3 月 株式会社エネコートテクノロジ ーズ 社外取締役就任 (現任) 株式会社オプティマンド 社外 取締役就任 (現任)	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 出路貴規氏は、投資者として多数の会社の社外役員に就任するなどの豊富な経 験を有しており、専門的な知見や客観的な視点での当社のガバナンス向上や業務 遂行に対する有用な助言、取締役間での適切な牽制機能が期待できることから引 き続き社外取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
5	た なか けん じ 田 中 謙 司 (1974年12月15日)	2000年4月 マッキンゼー・アンド・カン パニー・インコーポレイテッ ド・ジャパン 入社 2003年9月 日本産業パートナーズ株式会 社 入社 2006年5月 東京大学大学院工学系研究科 助教就任 2013年1月 東京大学総括プロジェクト機 構 特任准教授就任 2019年2月 東京大学大学院工学系研究科 准教授就任 (現任) 2020年10月 株式会社グリッド 社外取締 役就任 (現任) 2021年5月 当社社外取締役就任 (現任)	5,600株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>田中謙司氏は、東京大学大学院工学系研究科の准教授であり当社の事業領域であるAI/DXに関する豊富な知識と経験を有しております。アカデミックな領域だけでなく、コンサルティング会社や投資ファンドでの業務経験による有用な助言、取締役間での適切な牽制機能が期待できることから引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 出路貴規氏及び田中謙司氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は田中謙司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ており、田中謙司氏の再任が承認された場合は、引き続き、独立役員とする予定であります。
3. 出路貴規氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年10か月となります。
4. 田中謙司氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年4か月となります。
5. 当社は、出路貴規氏及び田中謙司氏の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合には当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案の候補者は当該保険の被保険者となっており、取締役候補者の選任が承認されますと引き続き被保険者となり、次回更新は2024年9月に予定しております。
- なお、その契約内容の概要は、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）を補償対象としています。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬付与のための報酬決定の件

当社の取締役の基本報酬の額は、2021年9月29日開催の第3期定時株主総会において、年額2億円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内）とご承認いただいております。

今般、取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、既存の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たな株式報酬制度を導入することにつきご承認をお願いいたします。

新たな株式報酬制度は、①一定期間当社の取締役等の地位にあることを条件として当該一定期間経過時に譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を付与する事前交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」といいます。）と②一定期間当社の取締役等の地位にあることを条件として当社の取締役等の退任または退職をもって譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を付与する事前交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」といいます。）から構成するものとします。

なお、現在の対象取締役は3名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は3名となります。

1. 譲渡制限付株式の発行または処分の方法

議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込みまたは現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行または処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行または処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

なお、現物出資交付の場合の当該発行または処分の1株当たりの払込金額は、当該発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

2. 譲渡制限付株式の上限額及び上限数

本議案に基づき対象取締役に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、本制度Ⅰ及び本制度Ⅱにつき合わせて年額6,000万円以内とし、譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数は、本制度Ⅰ及び本制度Ⅱにつき合わせて年12万株以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定することとし、各対象取締役に対して交付する当社の普通株式の数または支給する金銭報酬債権の額は、本制度の目的、各対象取締役の職責の範囲、貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定いたします。なお、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合には、分割比率または併合比率に応じて上限数を調整いたします。

3. 本制度Ⅰについて

本制度Ⅰは、対象取締役に対し、当社の普通株式に一定期間の譲渡制限を付した譲渡制限付株式を付与する制度です。

本制度Ⅰに基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と各対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅰ」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、3年間から5年間の間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間Ⅰ」という。）、本割当契約Ⅰにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅰ」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限Ⅰ」という。）。
- (2) 対象取締役が、譲渡制限期間Ⅰが満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

- (3) 当社は、対象取締役が、譲渡制限期間 I 中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式 I の全部について、譲渡制限期間 I が満了した時点をもって譲渡制限 I を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間 I が満了する前に上記(2)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限 I を解除する本割当株式 I の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間 I が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限 I が解除されていない本割当株式 I を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間 I 中に対象取締役が法令、社内規則または本割当契約 I の違反その他本割当株式 I を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式 I を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間 I 中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式 I について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限 I を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限 I が解除された直後の時点においてなお譲渡制限 I が解除されていない本割当株式 I を当然に無償で取得する。

4. 本制度Ⅱについて

本制度Ⅱは、対象取締役に対し、当社の普通株式に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任または退職する日までの期間の譲渡制限を付した譲渡制限付株式を付与する制度です。

本制度Ⅱに基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と各対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅱ」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約Ⅱにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅱ」という。）について、本割当株式Ⅱの交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日（ただし、本割当株式Ⅱの交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任または退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限Ⅱ」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅱの全部について、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限Ⅱを解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限Ⅱを解除する本割当株式Ⅱの数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限Ⅱが解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

- (5) 当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に対象取締役が法令、社内規則または本割当契約Ⅱの違反その他本割当株式Ⅱを無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式Ⅱについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限Ⅱを解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限Ⅱが解除された直後の時点においてなお譲渡制限Ⅱが解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

5. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与するものまたは譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。

本議案に基づき付与する譲渡制限付株式の総数の発行済株式総数に占める割合は0.9%（10年間に亘り譲渡制限付株式を上限数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は9.1%）とその希薄化率は軽微です。

したがって、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の執行役員及び従業員に対しても、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱと同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ
カンファレンスセンター 1階 RoomA
TEL 03-6206-4855



交通 JR中央線・総武線「御茶ノ水」駅 聖橋口より 徒歩1分
東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅 B2出口より 徒歩2分
東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅 出口1より 徒歩4分
都営新宿線「小川町」駅 B3出口より 徒歩6分